

平成25年度事業計画

1. はじめに

昨年は、世界経済が低迷した年であった。ユーロ危機がさらなる深刻な金融危機に発展せず沈静化され、米国の「財政の崖」も当面回避され、年初来、円安・株高の傾向がみられる。

今年は世界的にも後半には緩やかな経済の回復が見込まれているところである。

しかし、東日本大震災発生以来、2年経ったが、被災地の復興の歩みは十分なものとは、残念ながら言えない。

また、司法書士にとっても、登記件数は、昨年は東京法務局管内においては、若干上向しているとは聴いているが、実感はないところである。

制定以来既に140周年を超えた我々司法書士は、その歴史の重みを十分に認識し、司法書士業務の根幹である登記業務について言えば、わが国のこの制度を支えてきた自信と誇りを確固たるものにし、専門性にいっそうの磨きをかけるとともに高い倫理性の維持・向上を図りながら、引き続き社会の信頼と期待に応えていかなければならない。本年2月にもバージョンアップされたが、登記・供託オンライン申請システムが導入され登記制度が新たな時代を迎え、これに対応した態勢を整えていくことが肝要である。

平成18年に施行された会社法は今年改正が予定されており、その研修と共に、商業登記手続きについても引き続き研修の充実等を図ることにより、制度の唯一の担い手としての自覚を高めていかなければならない。

また、民法改正にも引き続き注目していかなければならない。

近時、登記・供託事務等の地方移管の論議がなされているが、関係機関に対し、国民の視線から登記・供託の法律専門家である司法書士として、登記・供託事務等は国が直接行う必要がある旨、理解を求めていかなければならない。

本人訴訟の支援者、伴走者としての司法書士の役割は、簡裁訴訟代理等関係業務に取り組むこととなって以来その存在意義は徐々に大きくなりつつあるが、今まで以上に司法書士に対する簡裁訴訟代理権の付与が、国民の司法アクセスの向上に必須、不可欠であることを社会に対して認知させていく努力が必要である。また、東京地方裁判所民事20部の問題解決を図るべく、会を挙げて取り組んでいかなければならない。

成年後見制度では、昨年2月1日より成年後見支援信託制度が開始され、新たな段階に入ったともいえるが、多くの会員の真摯な努力により、今や司法書士は他の追随を許さない能力と実績を備えた職能と言える。国民の3人に1人が65歳以上という高齢社会にあって制度に対する需要はますます高まっている。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携し、制度の充実、発展に向けての支援活動を強化し、多くの会員が成年後見業務を遂行しうるよう努めていかなければならない。

裁判外紛争解決手続き（ADR）においては、法務大臣の認証を得た対話促進型の民間紛争解決機関（愛称「すてつき」）として、これまで同様その実績を積み重ねていかなければならない。

本会の相談活動については、法テラスの連携窓口として設置した総合相談センターの運営の充実と円滑化を図る必要性が高い。

綱紀問題については、執務姿勢の適正化を図るとともに、適切な判断により会員指導を行っていく必要がある。

次期司法書士法改正については、司法書士の独自性と専門性がより発揮できるような方向性を見

定めた対応をしていかなければならない。

会員への業務関係諸情報の提供については、今年度より省資源化を目指し、ペーパーレス化を実施すべく、その施策を進めると共に、日本司法書士会連合会との緊密な連絡のもと、内容のいっそうの充実と提供の迅速を旨として取り組む。

本会の事務局の運営については、効率的な事務管理と処理を目指し、また職員の能力の向上を図るとともに、職員が安心して執務に従事できるような措置を引き続き講じていかなければならない。

東日本大震災への対応として、今年度も東日本大震災相談対策委員会を中心に、被災地の復興並びに被災者の生活再建に寄与すべく、より具体的な施策を強力に実施していく。

2. 基本姿勢

本会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

- (1) 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。
- (2) 高度情報社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備あるいは組織改善を図る。
- (3) 簡易裁判所における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。
- (4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、事業を遂行する。

特に、不動産登記法、民法、会社法改正等に対応すると共に、以下の事業に重点を置く。

① 法改正対策

昨年同様、法改正に伴う業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。

また、供託・成年後見登記及び電子公証手続のオンライン申請システムの運用実施、登記情報提供サービスの運用拡大に伴い、より一層、オンライン申請の普及、促進につき、会員の事務所における環境整備を図ると共に、法務局に対しても情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

また、改正司法書士法の附帯決議の実現並びに懲戒制度、法人制度等の司法書士法改正への対応を図る。登記事務の地方移管の論議に対しても、引き続き注視していく。

② 司法・司法書士制度対策

平成15年に制定された「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業への積極的な対応を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関として設置した「東京司法書士会調停センター（すてっき）」のより一層その充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に関しても、司法書士の必要性を、より一層確立していく。非司法書士活動に対しても、適正に対処していく。

③ 組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

④ 成年後見制度への対応

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図る。

⑤ 多重債務問題・自死問題・消費者問題への対応

自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

⑥ 東日本大震災からの復興への対応

関連団体と連携を図り、東日本大震災復興支援対策本部及び相談対策委員会において、被災地及び避難場所における適切な施策を実施する。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。